

1 計画の策定にあたって

計画の位置付け（※策定当時）

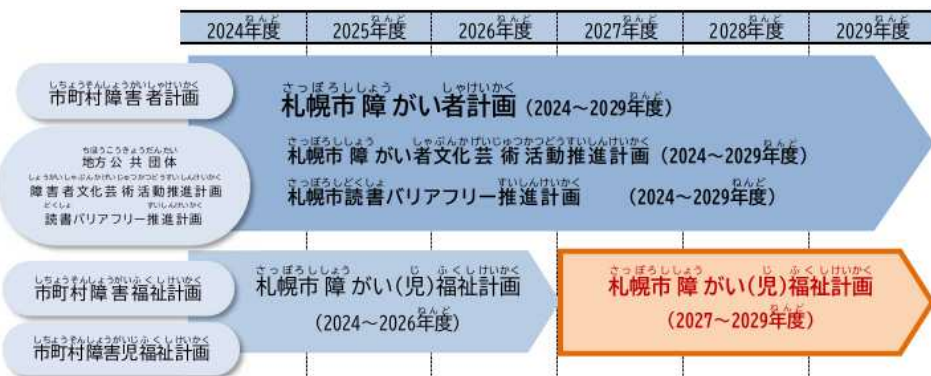
- 本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画（児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画を含む。）、障害者文化芸術推進法第8条第1項に基づく地方公共団体障害者文化芸術活動推進計画、読書バリアフリー法第8条第1項に基づく地方公共団体読書バリアフリー推進計画を一体的に策定した計画であり、本市における障がい者施策全般に関する基本的な計画として位置付けられる。
- さっぽろ障がい者プラン2018（2018年度～2023年度）の計画期間が終了することから、引き続き市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、さっぽろ障がい者プラン2024を策定する。

改定の趣旨

- 近年の国の動向として、2025年6月には「手話に関する施策の推進に関する法律」が施行されたほか、2026年4月には「高次脳機能障害者支援法」が施行されるとともに、同年7月には「医療的ケア児支援法」が改正されるなど、各種法整備が進められた。
- 札幌市では、「札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」を2025年4月に施行。
- こうした国における法改正や社会情勢の変化、本市におけるこれまでの取組の進捗状況などを踏まえ、障がい福祉計画（第7期）及び障がい児福祉計画（第3期）の計画期間終了に伴い、障がい福祉計画（第8期）及び障がい児福祉計画（第4期）を新たに策定するとともに、その他関係部分についても一部見直しを行う。

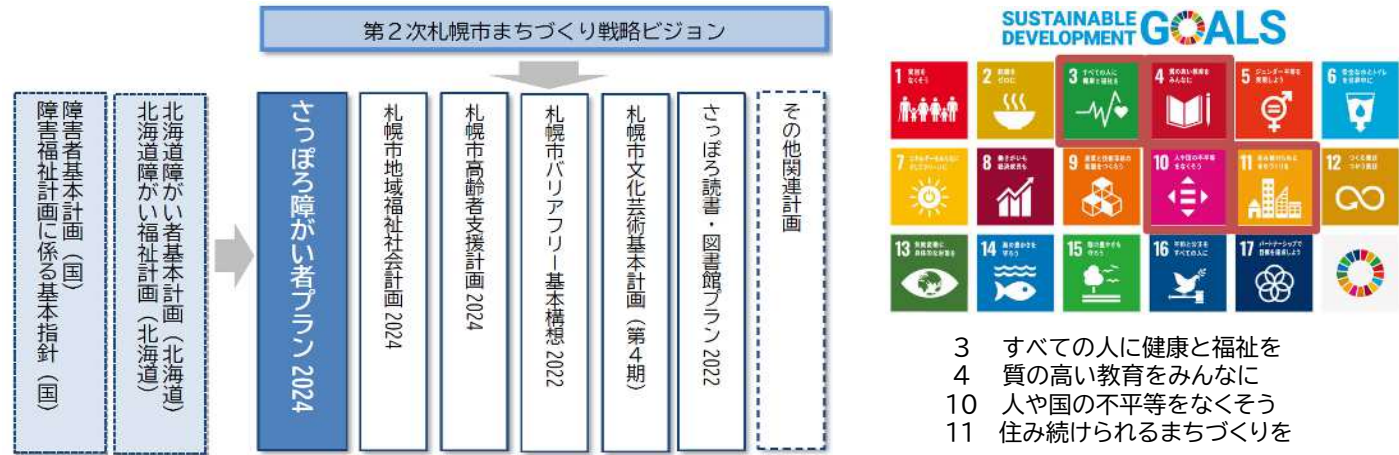
計画期間

本計画の期間は2024年度から2029年度までの6年間とする。ただし、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「札幌市障がい福祉計画（第8期）」「札幌市障がい児福祉計画（第4期）」に関する部分については、2027年度から2029年度までを計画期間とし、計画の目標やサービス見込み量等を設定する。



他計画との関係

本計画は、札幌市のまちづくりの指針である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」の個別計画に位置付けられるとともに、関連計画との整合性を持ちつつ、SDGsの視点も意識したものとする。



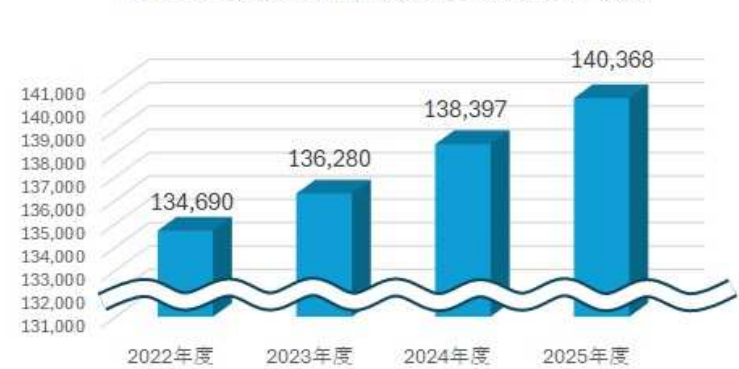
2 障がい福祉を取り巻く現状

トピック1 国の動向～主な新法制定や法改正等

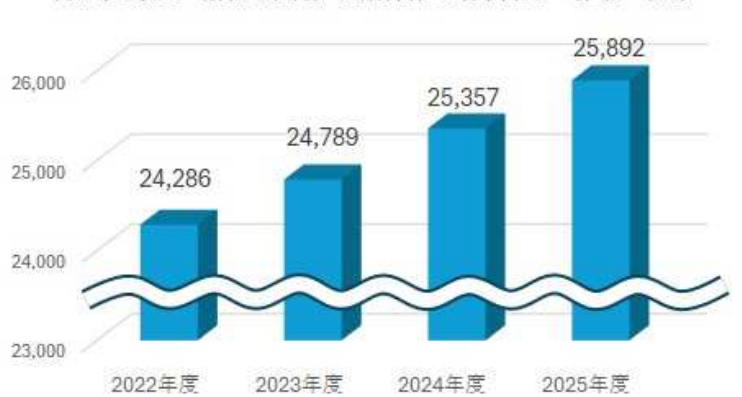
新法制定	制定の趣旨
手話施策推進法	基本理念や国・地方自治体の責務や基本的施策を定めるなど、手話に関する施策を総合的に推進
高次脳機能障害者支援法	高次脳機能障害への理解を促進し、当事者に対しあらゆる段階で切れ目ない支援を提供
法改正等	改正の趣旨
医療的ケア児支援法	医療的ケア児の成長等を踏まえた支援対象の拡大、レスパイト・就労支援等の支援施策の充実等

トピック2 ファクトから見た札幌市の現状

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（人）



特定医療費（指定難病）受給者証所持者数の推移（人）



3 2025年度札幌市障がい児者実態等調査（抜粋）

1 バリアフリー関係

駅や医療施設、官公庁施設におけるバリアフリー化のニーズが高い

3 人権擁護関係

およそ半数近い障がい児に差別経験がある

5 災害時避難関係

自宅等の慣れた場所以外で過ごすことに不安に感じている方が最も多い

2 市民理解関係

障がいのある方に対する市民の理解度を深めるための更なる取組が必要

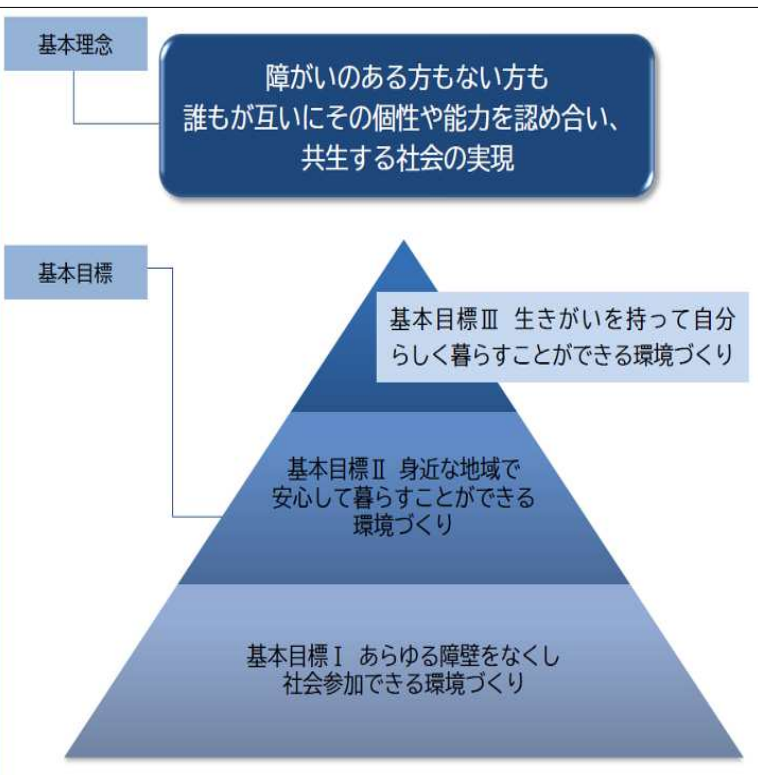
4 地域における生活関係

経済的な負担軽減のほか、高齢になっても安心して生活できる環境が必要

6 雇用・就労関係

仕事を続けていく上では給与のほか、職場の障がい理解の向上が必要

4 計画の体系（基本理念・基本目標・重要課題）



重要課題 1 バリアフリー環境の整備と心のバリアフリーの普及啓発

◆共生社会の実現に資する取組である「移動しやすい環境の整備」として、公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化のほか、多くの市民が「心のバリアフリー」について理解できるような取組を進め、日常生活を始めとして様々な場面における障壁や困難を解消し、誰もが他者とつながり、交流できる環境を整えていくことが必要

重要課題 2 感染症拡大や災害発生時なども見据えた孤独・孤立対策

◆新型コロナウイルス感染症の感染拡大は国民生活に様々な影響を及ぼしており、地震・台風等の災害発生時も含め、特に障がいのある方など配慮を要する方々への支援が必要

◆人口減少や少子高齢化、核家族化といった社会環境の変化や地域社会における人と人とのつながりの希薄化、老々介護やダブルケアなど、家族介護を取り巻く課題が多様化している中、ケアラー・ヤングケアラーや孤独・孤立の問題が顕在化しており、こうした方々に対する支援が求められている。

重要課題 3 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現

◆全ての国民が障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されとする障害者基本法の理念に則り、障がいのある方の権利擁護として、事業者に対して合理的配慮の提供を義務付けた改正障害者差別解消法の理解促進や障がいのある方への虐待防止の取組、障がいのある子どもの支援を進めることが必要

5 施策体系（札幌市障がい者計画等）

基本理念	基本目標	基本施策	施策の柱	主な取組 【★：成果目標毎に重点取組を設定（数字は関連する成果目標の番号）】		
障がいのある方もない方も誰もが互いにその個性や能力を認め合い、共生する社会の実現	Ⅰ あらゆる障壁をなくし社会参加できる環境づくり	1 差別の解消・権利擁護の推進・虐待の防止	① 障がいを理由とする差別解消 ② 合理的配慮の提供 など 重要課題 2・3	障害者差別解消法の周知啓発	障がい者あんしん相談運営事業	障がい者虐待防止対策等の推進
		2 バリアフリー環境の整備	① 建築物のバリアフリー ② 移動のバリアフリー など 重要課題 1・3	民間公共的施設バリアフリー補助事業	公共施設バリアフリー化促進事業	学校施設バリアフリー化整備事業
		3 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実	① 障がい特性に応じたコミュニケーション支援 ② 障がいに対応した市政情報の提供 など 重要課題 2・3	手話が言語であることについての普及啓発	コミュニケーション支援者の確保及び養成	障がいに対応したSNSによる市政情報の発信
		4 障がい等の理解促進	① 普及啓発、福祉教育の推進 ② 社会貢献活動への支援 など 重要課題 1・3	心のバリアフリー研修の実施【拡充】★7	「人間尊重の教育」推進事業	ユニバーサル推進事業
	Ⅱ 身近な地域で安心して暮らすことができる環境づくり	5 自立・相談の支援	① ニーズに対応した支援体制 ② 障害福祉サービス提供基盤の整備 など 重要課題 2・3	地域移行支援・地域定着支援 ★1	ひきこもりや8050等の孤独・孤立問題への対応に向けた支援機関の連携強化 ★4	事業所の質の向上 ★6
		6 保健・医療の推進	① 障がいの原因となる疾病予防 ② 難病に関する施策の推進 など 重要課題 2・3	相談支援事業の充実 ★5	発達障がい者支援体制整備事業【拡充】	高次脳機能障がい者支援の強化及び体制構築【新規】
		7 安全・安心の実現	① 災害時等の要配慮者対応 ② 地域における見守り活動 など 重要課題 2・3	赤ちゃんの耳のきこえ支援事業	自殺総合対策推進事業	難病相談支援センター事業
	Ⅲ 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり	8 療育・教育の充実	① 療育の充実 ② 学校教育の充実 など 重要課題 1・3	災害対策用品購入費助成事業	誰もが住みやすいあんしんのまちコーディネート事業の推進	避難所の環境整備の推進
		9 雇用・就労の促進	① 雇用機会の拡充 ② 一般就労の推進 など 重要課題 1・3	札幌市医療的ケア児支援検討会における成人期への移行に係る検討 ★3	こどもホスピスづくりの活動支援【新規】	発達相談・支援の充実（ちあふる、にじいろ）【拡充】
		10 文化芸術・スポーツの振興	① 文化芸術活動の推進 ② 障がい者スポーツの振興 など 重要課題 1・3	重度障がい者等就労支援事業 ★2	就労相談支援体制の充実(障がい者就業・生活相談支援事業)	発注機会の拡充、受注調整支援(元気ジョブアウトリーチングセンター運営事業)
				障がい者に向けた音楽ワークショップやコンサート等のイベントの実施	特別な支援を要する子どもの読書環境の充実	障がい者スポーツセンターの設置検討

6 成果目標（札幌市障がい福祉計画・札幌市障がい児福祉計画）

第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る国の基本指針のほか、本市現行計画における実績等を勘案して成果目標を設定	
成果目標1 入所施設の入所者の地域生活への移行	目標値(2029年度)
施設入所者の地域生活への移行者数	70人（2025年度末1,816人の3.8％）以上
施設入所者数の減少	107人（2025年度末1,816人の5.9％）以上
成果目標2 福祉施設から一般就労への移行等	目標値(2029年度)
就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数	福祉施設の利用者のうち一般就労への移行者数：2024年度の移行実績の1.31倍（848人）【就労移行支援事業：1.25倍（425人）、就労継続支援A型：1.33倍（131人）、就労継続支援B型：1.40倍（292人）】 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上 就労定着支援事業の利用者数：2024年度末実績の1.47倍以上 就労選択支援事業の利用者数：1,300人以上
就労定着支援事業及び就労選択支援事業の利用者数	
成果目標3 障がい児支援の提供体制の整備等	目標値(2029年度)
インクルージョンの推進【新規】	保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置
医療的ケア児等への支援	医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等やその保護者に対する支援の取組を推進
障害児入所施設からの円滑な移行調整	入所児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、移行調整に係る協議の場を設置
強度行動障がいの状態にある児の支援のための体制整備【新規】	強度行動障がい有する児やその保護者に対する支援の取組を推進
成果目標4 地域生活支援の充実	目標値(2029年度)
地域生活支援拠点等の検証と効果的な支援体制の構築	地域生活支援拠点等について、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討し、効果的な支援体制を構築
強度行動障がいに関する支援ニーズの把握と支援体制の充実	強度行動障がい有する方への支援について、関係機関等による協議を踏まえ支援体制を充実
成果目標5 相談支援体制の充実・強化等	目標値(2029年度)
【新規】	のぞまないセルフプランの件数をゼロにする

成果目標6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	目標値(2029年度)	
－	障害福祉サービス等の質の更なる向上を図るための取組の実施体制の確保、事業所支援の取組の推進	
【新規】	事業所の情報公表率及び更新率:100％	
成果目標7 障がいのある方に対する理解促進	市独自設定	目標値(2029年度)
心のバリアフリーを理解している方の割合		50.0％（2025年度：34.8％）

7 障害福祉サービス等の種類毎のサービス量見込み

成果目標同様、国の基本指針のほか、本市現行計画における実績等を勘案してサービス量見込みを設定(主なサービスを概括抜粋)				
サービス種別	単 位	2027年度	2028年度	2029年度
訪問系サービス 〔居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護〕 〔重度障害者等包括支援〕	利用人数（人／月）	7,797	8,141	8,501
	利用時間数（時間／月）	348,508	372,151	397,508
日中活動系サービス 〔生活介護、自立訓練、就労移行・継続・定着支援〕 〔療養介護、短期入所〕	利用人数（人／月）	27,225	28,457	29,772
	利用日数（人日／月）	468,785	486,210	504,564
居住系サービス 〔自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援〕	利用人数（人／月）	9,370	10,001	10,687
相談支援系サービス 〔計画相談支援〕	利用人数（人／月）	15,988	16,917	17,829
障害児支援サービス 〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕 〔保育所等訪問支援、障がい児相談支援〕	利用児童数（人／月）	23,870	25,297	27,015
	利用日数（人日／月）	221,919	231,359	240,934